

令和5年4月18日 久留米市製造請負発注表

※「久留米市指定ごみ袋」の名簿登載者を主な資格とした入札です。詳細は「参加条件」参照のこと

入札番号	入札11-2 【郵便入札案件】
品名	久留米市指定ごみ（事業所用 大・小）の製造請負
規格	仕様書のとおり（仕様書は契約課ホームページに掲載）
数量	大 2,160,000枚 小 70,000枚
履行場所	指定場所（仕様書に記載）
納期	指定日（仕様書に記載）
予定価格	非公開
最低制限価格	無
説明日時及び参集場所	無
質問書受付期間及び受付場所	<p>(1) 質疑の受付方法 指定様式『質問書』をファックスにて受け付け（様式は市ホームページからダウンロードしてください）</p> <p>(2) 質疑の受付期間 令和5年4月18日（火）から令和5年4月25日（火）午後5時15分まで</p> <p>(3) 質疑のファックス送信先 FAX 0942-30-9713 久留米市役所 総務部契約課</p> <p>(4) 質疑の回答について 質問者にファックスで回答。ただし、質問内容によっては、本市ホームページ上に掲載することもあるので、注意すること。</p>
開札日時及び場所	令和5年5月11日（木）14時10分 久留米市庁舎13階
入札保証金	久留米市契約事務規則第7条第3号の規定に基づき免除
契約保証金	必要（契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと）
契約条項を示す場所	総務部契約課（久留米市庁舎13階）
支払条件	前払金（無） 部分払（有）
議会の議決	不要
参加条件	<p>この競争入札に参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 久留米市物品供給業者有資格者名簿に、「久留米市指定ごみ袋」で登録があること。</p> <p>(2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。</p>
仕様書等の交付	仕様書等は、久留米市契約課ホームページからダウンロードすること。

入札書等の記載方法	<p>入札の方法等については、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(1) 入札の方法は、総価入札とし、入札書記載金額は、仕様書に記載している一切の経費を含んだ総額であること。</p> <p>(2) 入札書の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。</p> <p>(3) 入札書は指定する様式（様式第1号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、登録印を押印すること。</p> <p>(4) 入札内訳書（様式第2号）には、入札書に記載した内容の内訳を記載すること。なお、入札内訳書（様式第2号）は、落札者のみ提出する。落札決定後速やかに提出できるよう、あらかじめ準備しておくこと。</p> <p>(5) 入札書等はボールペン（鉛筆やフリクションペンなど、消去可能な筆記具は不可）で記入すること。</p>
郵便入札の方法	<p>(1) 入札参加を希望する場合は、入札書（様式第1号）を、<u>長形3号サイズ</u>の封筒に封入すること。</p> <p>(2) (1)の封筒を一般書留又は簡易書留にて、締切日時までに指定場所へ郵送すること。 締切日時：令和5年5月9日（火）（必着） 指定場所：〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市役所総務部契約課</p> <p>(3) (1)の封筒には、表面に入札番号、品名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。</p>
入札の辞退	<p>入札書郵送後に辞退をする場合は、開札前までに久留米市総務部契約課に「入札辞退届」を提出すること。（様式は市のホームページからダウンロードしてください）</p>
入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者が入札したとき。</p> <p>(2) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。</p> <p>(3) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。</p> <p>(4) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字があつて必要事項を確認できないとき。</p> <p>(5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。</p> <p>(7) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。</p>
入札書の引換えの禁止	<p>入札者は、その提出した入札書の引換えをすることができない。ただし、郵便入札については、入札書の提出締切前であれば入札書の引換えを認める。</p>
1者入札の取扱い	<p>入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。</p>
落札者の決定	<p>開札を行った結果は、次に掲げるとおり決定する。</p> <p>(1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。ただし、その者が複数となった場合には、くじにより落札者を決定する。</p> <p>(2) 予定価格の制限の範囲内で入札した者がなく落札者がいない場合は、再度の郵便入札を行うことができるものとする。ただし、再度の入札で落札しない場合は入札不調とする。</p>
入札結果等の公表	<p>この入札の結果は、落札者の決定後に久留米市役所契約課において閲覧に供し、本市公式ホームページに掲載することとする。</p>
契約書の作成及び締結	<p>落札者は、交付された契約書案を熟読のうえ必要事項を記載、記名押印し、落札者決定の日の翌日から6日以内に、これを提出しなければならない。</p>
開札の立会い	<p>(1) 開札の立ち会いをしようとする者は、開札時間までに開札場所に参集すること。</p> <p>(2) 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市の職員を立ち会わせる。</p>
その他	<p>(1) 入札参加者は、関係法令、この公告及び仕様書等に十分留意のうえ、入札すること。</p> <p>(2) 入札した者は、入札後、この公告及び仕様書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。</p> <p>(3) その他必要事項は、地方自治法、久留米市契約事務規則及びその他関係法令の規定するところによる。</p>

【物品購入等に係る条件付き一般競争入札関係書類】

◆入札11-2 久留米市指定ごみ袋（事業所用 大・小）

1. 入札書(様式第1号)
2. 入札内訳書(様式第2号)

(注)

1. 「入札辞退届」「質問書」は市ホームページからダウンロードしてください。
【久留米市トップページ > 創業・産業・ビジネス > 入札契約情報 > 入札・見積情報(物品) > 競争入札(見積り)等の様式一覧(物品)】
2. 申込者が使用する印鑑は、入札・契約に係る提出書類すべてに同じものを使用してください。(契約課登録印を使用のこと。)

【連絡先】 久留米市役所総務部契約課（市役所13階）
物品チーム
TEL 0942-30-9172
FAX 0942-30-9713

入札11-2

入札書

久留米市長 様

入札金額に消費税及び地方消費税は含まれておりません。

入札金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

品名	規格	数量	金額
久留米市指定ごみ袋 (事業所用 大・小)	仕様書のとおり	一式	

履行期間	令和6年3月15日まで	納入場所	指定場所
------	-------------	------	------

久留米市契約事務規則及び仕様書その他関係書類を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和5年5月11日

所在地

商号(名称)

代表者職氏名

印

注) 1. インク又はボールペンで書いてください。

2. 金額の数字はアラビア数字(1、2、3等)を用い、その頭部に¥を記入してください。

3. 訂正箇所に訂正印がないときは無効です。

4. 金額の訂正はできませんので、必要な場合は再作成してください。

※この様式は、開札後、落札業者のみ提出してください。

(様式第2号)

久留米市指定ごみ袋（事業所用 大・小）入札金額内訳書

No.	品名	数量	単価	金額
1	事業所用（大）	2,160,000枚		
2	事業所用（小）	70,000枚		
小計(消費税抜) 円 ※入札金額と一致のこと				

商号（業者名）：

久留米市指定ごみ袋仕様書

(事業所用 大・小)

久留米市環境部資源循環推進課

目 次

1. 指定ごみ袋	3
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
⑦作成枚数	
(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
⑦作成枚数	
2. 外装袋	3
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)	
①形状	
②材質	
③寸法	
④色	
⑤印刷内容	
⑥文字	
3. 包装 (梱包)	4
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)	
4. 品質及び強度	4～5
(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)	
(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)	

5. 検査	5
(1) 事前検査	
(2) 納品検査	
6. 製造管理等	5～6
(1) 製造管理について	
(2) 不良品の対応について	
7. 納品日、納品枚数及び納品場所	6～7
8. 納品について	7
9. その他	7
別紙1-1 指定ごみ袋（事業所専用燃やせるごみ：大）	8
別紙1-2 指定ごみ袋（事業所専用燃やせるごみ：小）	9
別紙2-1 外装袋（事業所専用燃やせるごみ：大）	10
別紙2-2 外装袋（事業所専用燃やせるごみ：小）	11
別紙3-1 外装袋への表示（事業所専用燃やせるごみ：大）	12
別紙3-2 外装袋への表示（事業所専用燃やせるごみ：小）	13
別紙4-1 クラフト包装（事業所専用燃やせるごみ：大）	14
別紙4-2 クラフト包装（事業所専用燃やせるごみ：小）	15

1. 指定ごみ袋

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ①形 状 平袋
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 800mm ×横 650 mm× 厚さ 0.05 mm
※下部 10mm のシールを含むと縦 810mm (別紙 1 - 1 参照)
- ④色 無色透明 (白濁不可)
- ⑤印刷内容 別紙 1 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とし、文字色は紺色とする。
- ⑦作成枚数 2, 1 6 0, 0 0 0 枚

(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)

- ①形 状 平袋
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 700mm ×横 500 mm× 厚さ 0.05 mm
※下部 10mm のシールを含むと縦 710mm (別紙 1 - 2 参照)
- ④色 無色透明 (白濁不可)
- ⑤印刷内容 別紙 1 - 2 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とし、文字色は紺色とする。
- ⑦作成枚数 7 0, 0 0 0 枚

2. 外装袋

(1) 事業所専用燃やせるごみ (大)

- ①形 状 指定ごみ袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 360 mm ×横 240mm ×厚さ 0.03 mm以上
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 380 mm (別紙 2 - 1 参照)
- ④色 桃色半透明
- ⑤印刷内容 別紙 2 - 1、別紙 3 - 1 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とする。
商品表示：文字色は黒色とする。
バーコード表示：文字及びバー表示は黒色で下地は白色とする。

(2) 事業所専用燃やせるごみ (小)

- ①形 状 指定ごみ袋を 1 枚ずつ無理なく取り出すことができるよう、外装袋下部に半月状のミシン目を入れ、取り出し口を設けること。
- ②材 質 低密度ポリエチレン
- ③寸 法 縦 280 mm ×横 220mm ×厚さ 0.03 mm以上
※上下各 10mm のシール部分を含むと縦 300 mm (別紙 2 - 2 参照)
- ④色 桃色半透明
- ⑤印刷内容 別紙 2 - 2、別紙 3 - 2 のとおり
- ⑥文 字 字体はゴシック体とする。
商品表示：文字色は黒色とする。
バーコード表示：文字及びバー表示は黒色で下地は白色とする。

3. 包装（梱包）

（1）事業所専用燃やせるごみ（大）

- ① 指定ごみ袋10枚単位として、外装袋に入れること。
なお、指定ごみ袋を外装袋に梱包する際は、1枚折り（縦2回、横1回）とし、1枚ずつ取り出せるタイプとする。
- ② 指定ごみ袋10枚単位として入れた外装袋10袋を、クラフト紙等で1梱包とし、さらに、2梱包を十文字にバンド掛けすること（バンドの色は水色とする）。
なお、クラフト紙等は破れにくいものを使用すること。
- ③ クラフト紙等の表面に凹凸があってはならない。
- ④ 1梱包ごとに種類が分かるように『3. 事業所専用ごみ袋（大）（100枚入り）』と表示するとともに、製造年月日、ロット番号等を表示すること。（別紙4-1）

（2）事業所専用燃やせるごみ（小）

- ① 指定ごみ袋10枚単位として、外装袋に入れること。
なお、指定ごみ袋を外装袋に梱包する際は、1枚折り（縦2回、横1回）とし、1枚ずつ取り出せるタイプとする。
- ② 指定ごみ袋10枚単位として入れた外装袋10袋を、クラフト紙等で1梱包とし、さらに、2梱包を十文字にバンド掛けすること（バンドの色は白色とする）。なお、クラフト紙等は破れにくいものを使用すること。
- ③ クラフト紙等の表面に凹凸があってはならない。
- ④ 1梱包ごとに種類が分かるように『4. 事業所専用ごみ袋（小）（100枚入り）』と表示するとともに、製造年月日、ロット番号等を表示すること。（別紙4-2）

4. 品質及び強度

（1）事業所専用燃やせるごみ（大）

- ① 焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しないもの。
- ② 家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とする。
- ③ 原料には再生原料及び炭酸カルシウムの混入不可。
- ④ J I S規格Z 1 7 0 2の1種Bに準ずるもの。
- ⑤ 厚さ0. 0 5mm以上であること（許容差については、J I S規格Z 1 7 1 1 - 1 9 9 4の規定6. 2（2）の表6に適合すること。）。
⑥ 20%の水を入れ3時間以上吊り下げる検査に耐えるものとする。また、20%の水を入れ、10秒間に検査員の手で約50cmの高低差で上下に10回振った際、水漏れ等（底抜け・破れ等）の不備が生じないこと。
- ⑦ 水を付け、手で数回揉んでもインクの剥離がなく、また市販のセロハンテープを印刷面に貼り付けた後に剥がしてもインクの剥離がないこと。
また、紫外線等に強い耐光性に優れたインクを使用すること。

（2）事業所専用燃やせるごみ（小）

- ① 焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しないもの。
- ② 家庭用品品質表示法による品質表示のできる製品とする。
- ③ 原料には再生原料及び炭酸カルシウムの混入不可。
- ④ J I S規格Z 1 7 0 2の1種Bに準ずるもの。
- ⑤ 厚さ0. 0 5mm以上であること（許容差については、J I S規格Z 1 7 1 1 - 1 9 9 4の規定6. 2（2）の表6に適合すること。）。
⑥ 15%の水を入れ3時間以上吊り下げる検査に耐えるものとする。また、15%の水を入れ、10秒間に検査員の手で約50cmの高低差で上下に10回振った際、水漏れ等

(底抜け・破れ等)の不備が生じないこと。

- ⑦ 水を付け、手で数回揉んでもインクの剥離がなく、また市販のセロハンテープを印刷面に貼り付けた後に剥がしてもインクの剥離がないこと。

また、紫外線等に強い耐光性に優れたインクを使用すること。

5. 検査・・・事業所専用燃やせるごみ(大)、(小) 共通

(1) 事前検査

- ① 落札後、本製造に入る前にサンプルを作成し、本市へ1梱包(指定ごみ袋10枚単位として入れた外装袋10袋)提出すること。

併せて、国内の第三者機関(国、県の公的機関及び工業化標準化法に基づく指定検査機関等)で検査(引張・伸び強度、厚み、衝撃度)を受けた検査結果書(原本)を提出すること。

なお、これら検査等に関する費用は契約業者の負担とする。

- ② 市は、①にて提出されたサンプル及び書類等が、「4. 品質及び強度」の(1)及び(2)の③・④・⑤・⑥・⑦に適合しているかを検査する。
- ③ この検査が不合格となった場合は、本市の指示に従い、問題点を改善し、速やかに再検査のためのサンプルを提出するものとする。
- ④ 本市が②の検査により品質を確認後、本格的な生産を行うこと。

(2) 納品検査

- ① 第1回納品時に納品された指定ごみ袋から、本市が無作為に一部抽出して、本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項に適合しているか確認する。この検査のために抽出した指定ごみ袋は、納品枚数に計上しない。(抽出枚数はクラフト紙梱包の1梱包(100枚)とする。)

以後は、抜き打ちで検査を行う。

- ② 納品ごとに、引張・伸び強度、厚みについて、第三者機関による検査を行い、報告書を提出すること。
- ③ この検査は外観と一部抽出の検査により合否を判断することから、後日不良品があった場合は契約業者負担で合格品と交換するものとする。
- ④ 検査不合格となった場合は、ただちに納品場所から撤去のうえ、本市の指示に従い、処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者の負担とする。
- ⑤ 納品時に確認できない部分のクラフト紙の破損も後日交換すること。

6. 製造管理等・・・事業所専用燃やせるごみ(大)、(小) 共通

(1) 製造管理について

- ① 落札後、速やかに本製品の製造から納品までの工程表を作成し、本市の担当課に提出すること。

また、製造過程の写真と共に、製造工場の報告を書類にて提出すること。

なお、製造工程を変更する場合は、その旨を書類にて報告すること。

- ② 生産にあたってはライン毎の生産日、生産枚数の管理の徹底を図り、不良品対策及び品質管理に万全を期すこと。(ロット番号等による製品管理)
- ③ 本格生産開始後は毎月定期及びランダムな自社内検査(吊下げ等)を実施し、自社内検査に関する資料を提出すること。

(2) 不良品の対応について

不良品等(破れやすい、底抜け、縦裂け、変色、枚数不足、バーコード読み取り不可等)

が出た場合は、次のように対応すること。

- ① 市民及び事業所から不良品が出た場合、契約業者は本市の指示に従い、当日（遅くとも翌日）までに相手方を訪問のうえ、合格品と無償で交換すること。
 なお、本市においても不良品等の交換に備えるため、事業所専用燃やせるごみ（大）5 梱包、事業所専用燃やせるごみ（小）1 梱包の予備品を無償で納品すること。
- ② ロット番号等により、不良品の発生経過及び原因等について早急に分析し、不良品の数量等を報告すること。後日、改善策と併せて文書で報告するものとする。
 なお、品質及び強度等に問題があると判断される場合は、回収した不良品を契約業者の負担にて第三者機関への検査を求めることもある。
- ③ 不良品の数量が多量であると判断される場合は、契約業者が責任をもって倉庫在庫分及び販売店の調査を行うとともに交換等を行うこと。
- ④ 不良品等の発生状況によっては、市民の手元にある袋及び販売店の在庫の回収を含めて、再製造などの対応を要する場合もある。

7. 納品日、納品枚数及び納品場所

(1) 事業所専用燃やせるごみ（大）・（小）共通

①久留米地域（久留米市地区環境衛生連合会）分

納品時期				納品数量	
				事業用大袋	事業用小袋
第1回	令和5年8月14日	～	令和5年8月18日	210,000 枚	70,000 枚
第2回	令和5年9月11日	～	令和5年9月15日	210,000 枚	0 枚
第3回	令和5年10月10日	～	令和5年10月13日	210,000 枚	0 枚
第4回	令和5年11月13日	～	令和5年11月17日	210,000 枚	0 枚
第5回	令和5年12月11日	～	令和5年12月15日	210,000 枚	0 枚
第6回	令和6年1月15日	～	令和6年1月19日	210,000 枚	0 枚
第7回	令和6年2月13日	～	令和6年2月16日	210,000 枚	0 枚
第8回	令和6年3月11日	～	令和6年3月15日	210,000 枚	0 枚
合 計				1,680,000 枚	70,000 枚

納品場所は次のとおりとする。

事業者名：日本通運株式会社久留米物流センター

所在地：福岡県久留米市高野2丁目5-18

電話番号：0942-33-0202

②久留米地域（久留米市一般廃棄物処理業協同組合）分

納品時期				納品数量	
				事業用大袋	事業用小袋
第1回	令和5年8月14日	～	令和5年8月18日	120,000 枚	0 枚
第2回	令和5年10月10日	～	令和5年10月13日	120,000 枚	0 枚

第3回	令和5年12月11日	～	令和5年12月15日	120,000枚	0枚
第4回	令和6年2月13日	～	令和6年2月16日	120,000枚	0枚
			合計	480,000枚	0枚

納品場所は次のとおりとする。

事業者名：久留米一般廃棄物処理業協同組合

所在地：久留米市津福本町2348-28

電話番号：0942-38-8001

8. 納品について

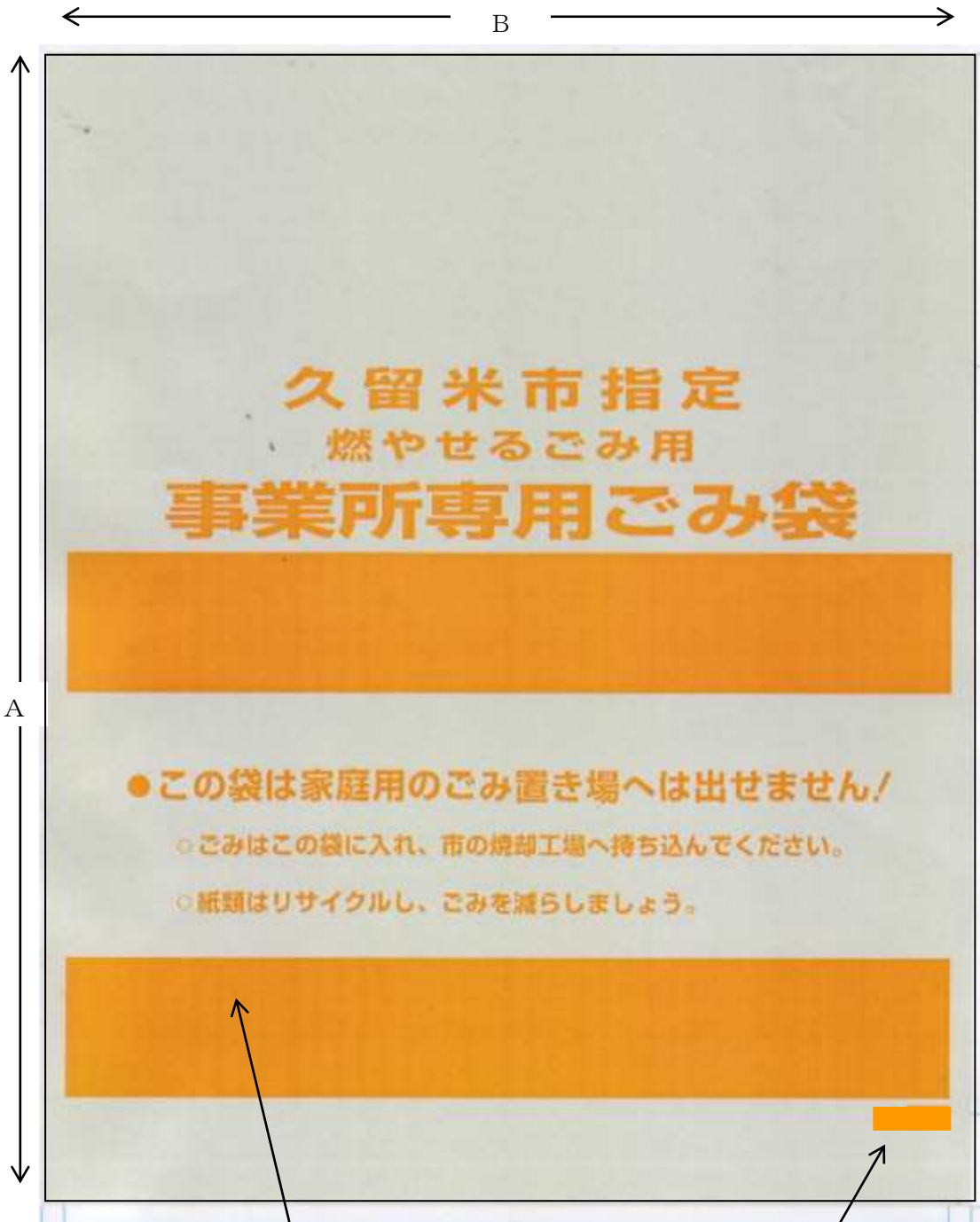
(1) 納品について

- ① 上記の保管業者と納品日及び日々の納入数量等について、十分に協議・調整を行うこと。調整が整い次第、事前にその計画を市へ報告すること。
- ② 納品時に使用するパレットについては、納品先のパレットを事前に借用し、パレットに積んだ状態で搬入し、荷降ろしまで行うこと。(荷崩れしないように十分注意すること。)大型車搬入可。フォークリフト有り。
- ③ パレットに積む際は、荷崩れしないように十分注意すること。荷崩れしそうな場合は、積み直しを求める場合がある。なお、積み直しに関する費用は、契約業者の負担とする。
- ④ 久留米地域(久留米市地区環境衛生連合会)分については、久留米一般廃棄物処理業協同組合の在庫状況により、納品先を久留米一般廃棄物処理業協同組合(久留米市津福本町2348-28)に変更する場合がある。
- ⑤ 納品時には、納品数量がわかるよう納品書を作成し、本市担当課と納品先のそれぞれに提出すること。なお、納品日及び納品枚数については、納品倉庫の状況等によっては変更する場合がある。

9. その他

その他詳細については、本市担当者と協議を行うこと。

指定ごみ袋（事業所専用燃やせるごみ：大）



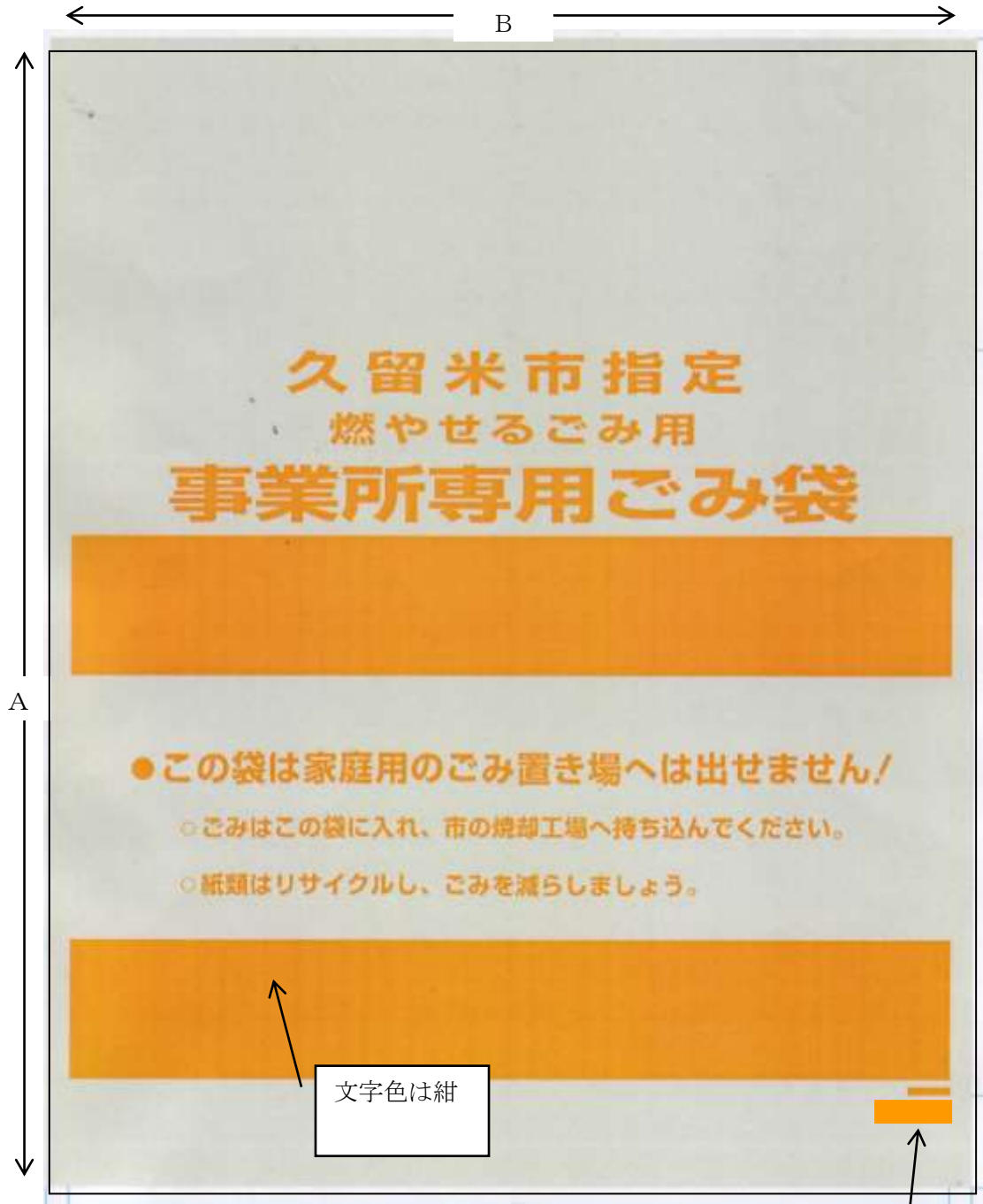
文字色は紺

記号
※担当課と協議

A	B
800 mm	650 mm

※Aの寸法外、下部に
10 mmのシール部分

指定ごみ袋（事業所専用燃やせるごみ：小）

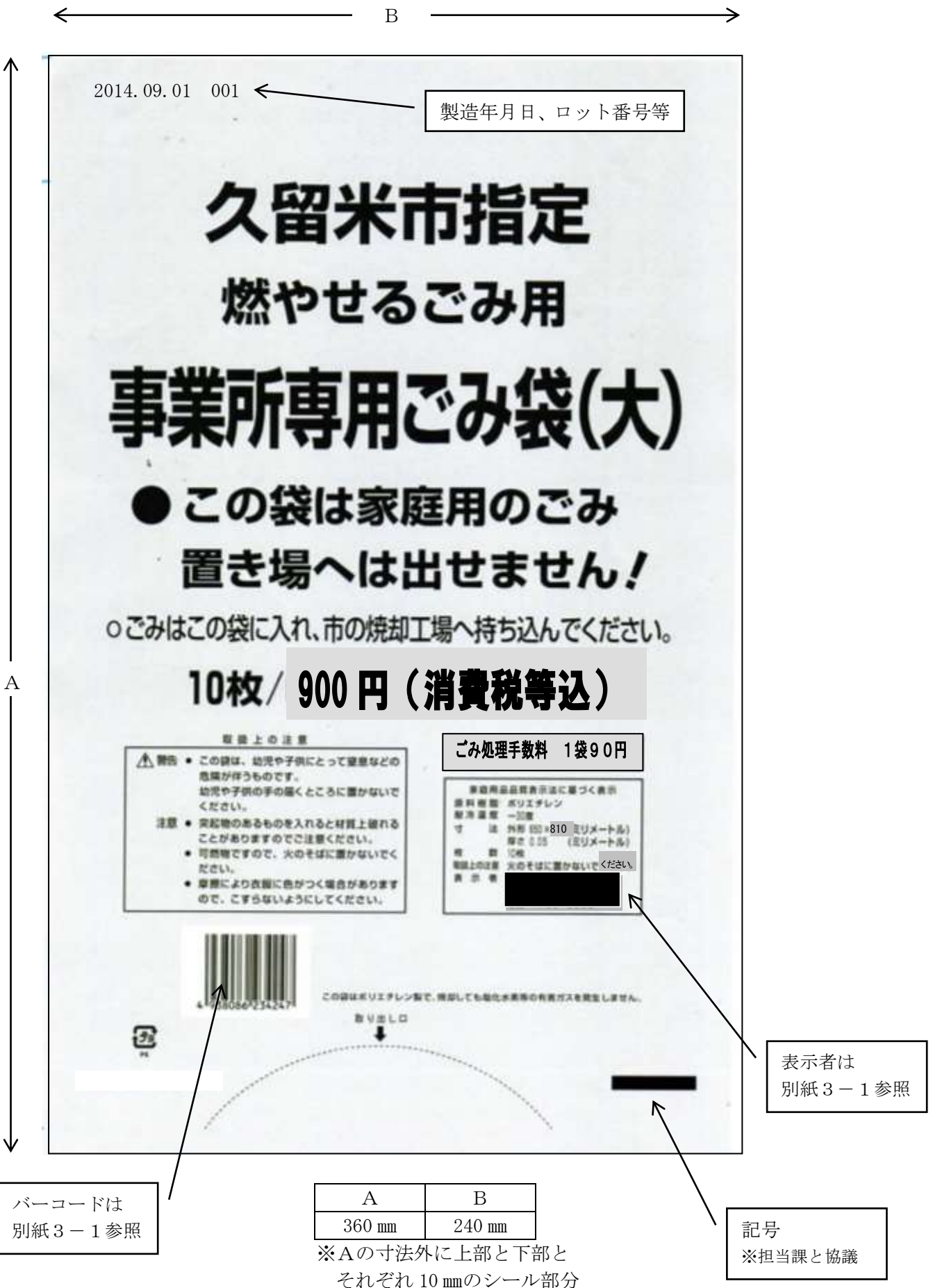


A	B
700 mm	500 mm

※Aの寸法外、下部に
10 mmのシール部分

記号
※担当課と協議

外装袋（事業所専用燃やせるごみ：大）



外装袋（事業所専用燃やせるごみ：小）



2014.09.01 001

製造年月日、ロット番号等

久留米市指定

燃やせるごみ用

事業所専用ごみ袋 (小)

●この袋は家庭用のごみ置き場へは出せません!

○ごみはこの袋に入れ、市の焼却工場へ持ち込んでください。

10枚 / 600円 (消費税等込)

取扱上の注意

警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。
注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
 ● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
 ● 摩擦により表面に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

ごみ処理手数料 1袋60円

事業所用品表示法に基づく表示
 原料樹脂 ポリエチレン
 製法 吹製
 寸法 外形 500x710 (ミリメートル)
 厚さ 0.25 (ミリメートル)
 枚数 10枚
 取扱上の注意 火のそばに置かないでください

この袋はポリエチレン製で、焼却しても塩化水素等の有害ガスを発生しません。

取り出し口

表示者は 別紙3-2参照

バーコードは 別紙3-2参照

A	B
280 mm	220 mm

※Aの寸法外に上部と下部とそれぞれ10mmのシール部分

記号 ※担当課と協議

外装袋への表示（事業所専用燃やせるごみ：大）


① 家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定による表示

②

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
寸法	外形 650×810(ミリメートル) 厚さ 0.05 (ミリメートル)
枚数	10枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表示者	久留米市役所 環境部 久留米市荘島町375番地 電話 30-9143

②製造物責任法（PL法）に基づく警告表示

取扱上の注意

	警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。
	注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。
	● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
	● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

③バーコード（JANコード）

GS1事業者コード[※] 商品アイテムコード[※]チェックデジット[※]
 事業所専用ごみ袋（大） 4938086 00003 3

バーコード（参考）サイズは横37.29mm、縦25.93mm




外装袋への表示（事業所専用燃やせるごみ：小）

①家庭用品品質表示法の合成樹脂加工品質規定による表示

家庭用品品質表示法に基づく表示	
原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
寸法	外形 500×710(ミリメートル) 厚さ 0.05 (ミリメートル)
枚数	10枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表示者	久留米市役所 環境部 久留米市荘島町375番地 電話 30-9143

②製造物責任法（PL法）に基づく警告表示

取扱上の注意

	警告 ● この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届くところに置かないでください。
	注意 ● 突起物のあるものを入れると材質上破れることがありますので、ご注意ください。
	● 可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
	● 摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

③バーコード（JANコード）

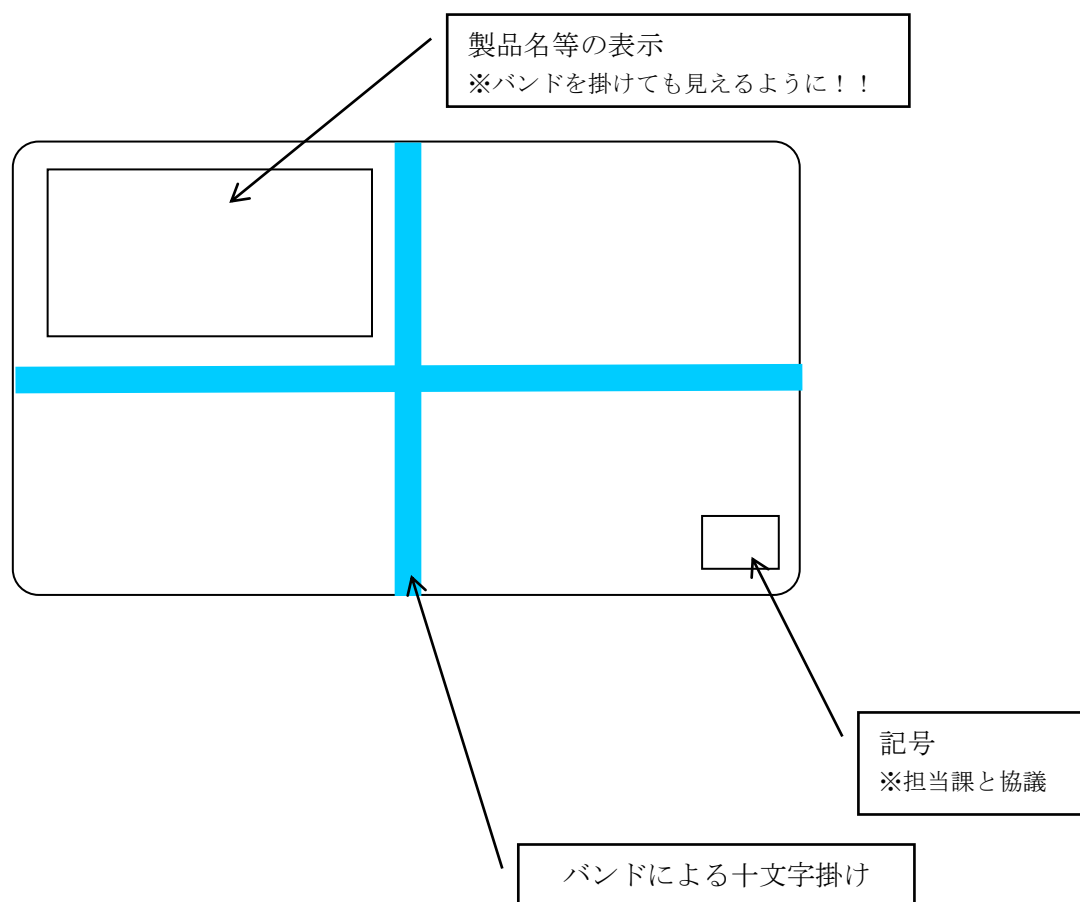
GS1 事業者コード[®] 商品アイテムコード[®] チェックデジット

事業所専用ごみ袋（小） 4938086 00004 0

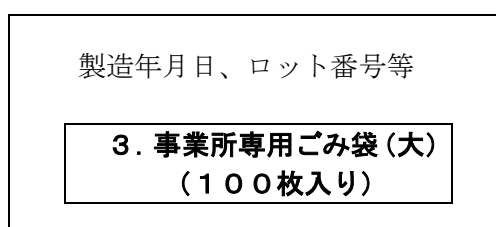
バーコード（参考）サイズは横 37.29mm、縦 25.93mm



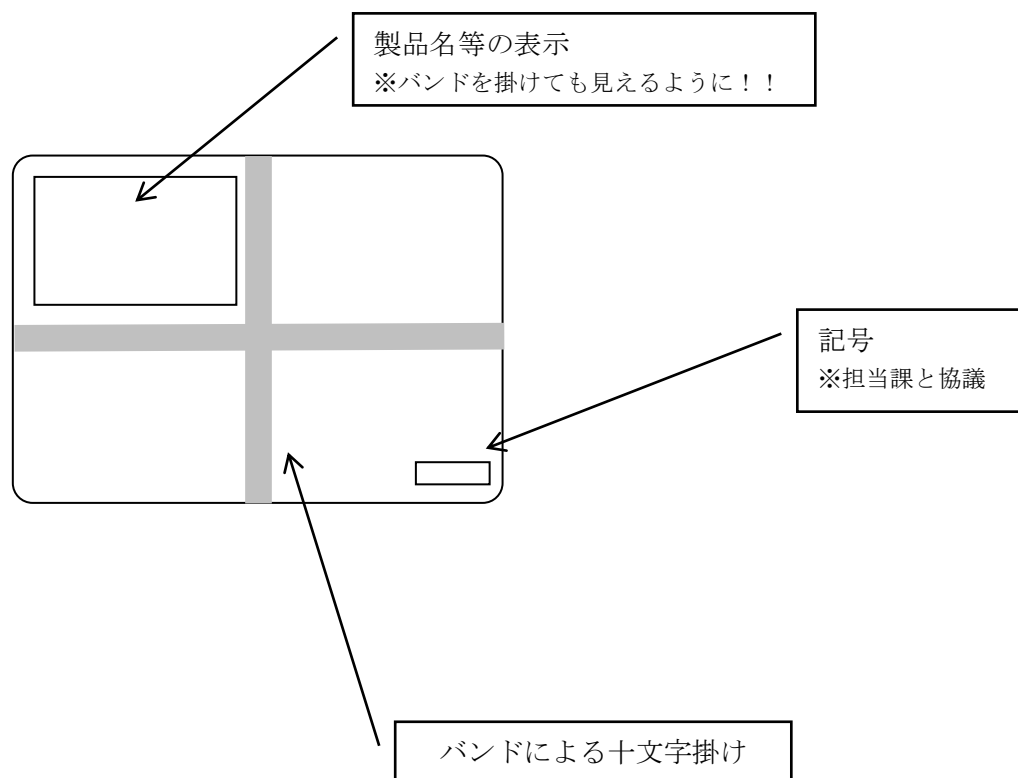
クラフト包装（事業所専用燃やせるごみ：大）



製品名等の表示



クラフト包装（事業所専用燃やせるごみ：小）



製品名等の表示

